

令和4年度 社会福祉法人指導監査実施結果の概要

1. 社会福祉法人に対する指導監査の実施状況

(1) 実施時期

令和4年10月から令和5年2月まで実施した。

(2) 一般指導監査

実地監査

区分	所管法人数	実地監査	文書指摘法人数	文書指摘率	文書指摘件数
一般法人	6	3	1	33.3%	4
保育所のみ法人	3	2	2	100.0%	2
社会福祉協議会	1	1	0	0.0%	0
合計	10	6	3		6

(3) 特別監査

0件

(4) 指導監査の実施体制

安来市健康福祉部介護保険課介護総務係職員及び事業所管関係課職員が実施

(5) 指導監査における留意事項（実施方針）

次の事項に特に留意して実施する計画であった。

- ① 関係法令、通知、定款及び諸規程の遵守とガバナンスの確立による適正な法人運営及び円滑な社会福祉事業の経営の確保
- ② 法人本部経費の適正な執行管理

(6) 指導監査結果の概要

① 一般監査

- ・ 法人運営に大きな影響を及ぼすような不適切な事項は認められなかった。
- ・ 各法人の改善を要する事項については、1ヵ月の期限を付して改善状況の報告を求め、必要に応じて挙証資料による改善状況の確認を行った。
- ・ また、期限までに改善できない事項については、事後指導により改善の徹底を図った。

② 特別監査

- ・ 該当する法人は無かった。

(7) 令和4年度の主な指摘事項

○ 組織運営関係

- ・ 選任された理事の就任承諾書が確認できなかった。
- ・ 理事会で、理事長の職務執行報告が規定どおりなされていないものがあつた。

○ 会計経理関係

- ・ 計算書類の注記に、注記すべき事項が記載されていなかった。
- ・ 附属明細書と貸借対照表の額が一部不整合。
- ・ 経理規程と異なる会計処理がされていた。
- ・ 次期繰越活動増減差額に誤りがあつた。

○ その他